

○財務省告示第百二十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年三月二十三日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十二条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	定	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

るものによる発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第Ⅰ非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が行われる

競争入札と同時に行われる

競争入札発行」という。)

とされるものによる発行(以下「

て得られる価格をその発行価格

価格を募入額により加重平均し

各申込みのうち応募価格の高い

も申込みのそのうち応募価格の

当てる。そのうち応募価格の割

各申込みの応募額を案分により

割り当てて。各

各国債市場特別参加者ごとの

各有限額の特围内において各

申込みの応募額を割り当てる。





十 十  
一 一  
イ 一  
ロ 一  
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 争 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

額 所 額 平 ず 額  
面 せ 面 成 成 額  
金 れ 金 二 成 〇  
額 ぞ 額 十 十 〇  
百 の 百 一 十 〇  
円 応 円 年 年 〇  
に 募 につ 三 三 〇  
つ き 格 百 月 月 〇  
き 百 円 二 二 〇  
百 円 三 十 十 〇  
三 錢 日 日 〇  
の 上 〇 〇 〇  
の 〇 〇 〇 〇 〇

(一) 年 一 ・ 三 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算

式により算出した金額を第二  
十号の規定する期日に払い込  
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 3}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの

十 五 後 第  
 十 六 償 還 期 限  
 十 七 償 還 金 額  
 十 八 元 利 金 支 出  
 十 九 入 札 参 加  
 二 十 払 込 期 日

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い  
 て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
 利 子 を 支 払 う。  
 平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 日  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
 日 本 銀 行  
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者  
 平 成 二 十 一 年 三 月 二 十 三 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。  
 下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て  
 は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以  
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
 た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払  
 期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
 平 成 二 十 一 年 九 月 二 十 日 を 支 払  
 す る こ と が で き る。  
 の 税 率 を 乗 じ た 金 額 ) を 控 除  
 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税  
 た 金 額 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外  
 は、 前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出 し  
 者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に  
 に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住  
 (た だ し、 当 該 国 債 を 発 行 時  
 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額  
 り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金 額  
 に つ い て は、 前 記 (一) の 算 式 に よ

十 四 初 期 利 子